

中小企業の株式への 事業承継税制の活用事例

相続税・贈与税の負担が障害となり、事業承継が円滑に進まないという中小企業は多い。このような企業に対して税負担を軽減することにより円滑かつ早期の事業承継を可能にする制度が設けられている。今回はその具体的な活用事例を紹介する。



中田 和重
公認会計士・税理士
中田公認会計士事務所 所長

【Q1】特例措置と一般措置の比較は？

2008年から導入された法人版事業承継税制には、「一般措置」と「特例措置」の2つの制度があります。「特例措置」については、事前の計画策定等や適用期限が設けられています。納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式数の最大3分の2まで）の撤廃や納税猶予割合の引上げ（80%から100%）がなされるなど充実が図られています（図表1）。

【Q2】贈与税の納税猶予（一般措置）の事例は？

ある後継者（株式1万株保有）の方から、

「先代経営者が保有する株式（株式9万株保有）の相続税評価額が4億5000万円と高く、相続が発生する際に相続税が多額になるため、相続税の負担を軽減する方法がないか」との相談を受けました（総株式数は15万株）。半年間に及ぶ話し合いの結果、事業承継税制を適用することに決定し、2016年12月に先代経営者が後継者（取締役就任10年目）に代表権を譲った後に、すべての株式を後継者に贈与しました。都道府県への円滑化法の認定申請による知事の認定および税務署に贈与税の申告と自社株の

【Q3】先代経営者に相続が発生した場合？

先代経営者が2022年2月に死亡したので、猶予されていた後継者への贈与税2億4050万円が全額免除されました。その代わりに贈与された当時の贈与税の株式評価額4億5000万円に対して相続税1億6500万円が後継者に課税されます（相続人1名、財産は株式のみの場合）。

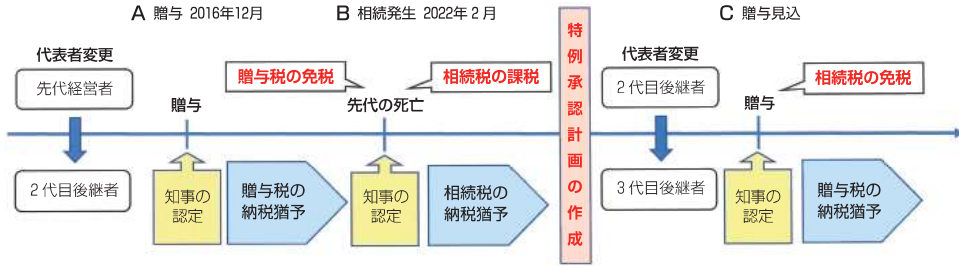
【Q4】3代目への贈与（特例措置）の見込みは？

特例計画の提出を知事に2024年3月末までに行い、2代目から3代目に代表者を変更し、

図表1 事業承継税制の一般措置と特例措置の比較

	一般措置	特例措置
事前の計画策定	不要	6年以内の特例計画の提出 (2018年4月1日から2024年3月31日まで)
適用期限	なし	10年以内の贈与・相続等 (2018年1月1日から2027年12月31日まで)
対象株数	総株式数の最大3分の2まで	全株式
納税猶予割合	贈与100% 相続80%	100%

図表2 一般措置の贈与税の納税猶予中に贈与者が死亡した事例と今後の対応策



贈与者が死亡した場合には、猶予されていた贈与税は免除された上で、贈与を受けた株式を贈与者から相続により取得したものとみなして相続税が課税されます（贈与時の価額で計算）。その際、都道府県知事の確認（切替確認）を受けることで相続税の納税猶予を受けることができます（さらに3代目に贈与すれば相続税の猶予税額の免除および贈与税の納税猶予が可能）。

- A 贈与（一般措置）**
贈与された株式の贈与税の評価額は4億5000円で贈与税の納税猶予額は2億4050万円
(当初保有の1万株と贈与による取得9万株の合計10万株で総株式数15万株の3分の2となり、一般措置の適用上限を満たす)
- B 相続発生（贈与税の一般措置から相続税の一般措置へ切替申請）**
①Aで納税猶予されていた贈与税額2億4050万円が免除
②法定相続人が1名で株式のみが相続財産（4億5000万円）の場合の相続税は、1億6500万円が発生
③切替確認の手続きにより相続税の事業承継税制が適用され、相続税920万円のみを納付（相続税1億6580万円が納税猶予）
- 後継者（2代目）から3代目への贈与（贈与税の特例措置）**
①2024年3月31日までに知事に事前の計画を提出し、代表者を変更した後に2027年12月31日までに株式を贈与し知事と税務署に手続きをすれば、後継者（2代目）の相続税の納税猶予1億580万円が免除
②贈与された株式10万株に対する贈与税が納税猶予
(2代目が死亡した時点で相続税の特例による納税猶予に切替⇒贈与税の免除および相続税の100%納税猶予)

2027年の年末までに株式の贈与を実行し、知事や税務署への手続きを行うことで事業承継税制が適用され、2代目は相続税の納税猶予額（1億580万円）を免除されるとともに3代目は贈与税の納税猶予を受けることができます（図表2のC）。

特例措置の贈与を受けると、2代目の相続が仮に20年後に発生した場合でも、3代目が贈与の特例措置から相続の特例措置に切り替えることにより、3代目は贈与税の免除と相続税の納税猶予を全額（100%）受けることができます。

* 事業承継税制の適用要件は複雑で、特に適用後の5年間は要件が厳しく、要件を満たさなくなった場合には、猶予された税額と利子税の一括納付が必要になりますので、実行される際には専門家を含めた慎重な検討が必要とされます。

しかし、事業承継税制の適用の可能性がある場合は、特例計画の申請をご検討下さい。もし計画に沿った贈与等の実施がない場合でもペナルティはありません。